

平成 16 年2月定例会 質問通告

質問（質疑）通告一覧

3月10日（水）

1 宇野 裕 議員 自民党（一般質問）

1. 教育問題について
 2. ジェンダーフリー教育について
 3. 道路問題について
 4. その他
-

○宇野 裕君 皆さんおはようございます。植木の町八日市場市選出、自由民主党の宇野裕であります。先輩、同僚議員の御配慮によりまして一般質問の機会を得ることができました。深く感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

1 番目の質問は道德教育についてであります。

過去数年を見ただけでも、我々大人たちの理解できない青少年の行動が毎日のようにテレビなどのメディアを通じ目に飛び込んできております。例を挙げれば切りがありませんが、あえて挙げるとすれば、ことしの成人式においても、那覇市や伊東市を初め全国各地で起きた二十とは思えない行動が報道されました。さらに昨年 11 月、大阪で起きた交際していた少年男女が互いの両親が邪魔だとの理由で殺害、あるいは未遂に至った事件などがあります。このような事実を見聞きするたびに、日本の将来に対する強い不安と危機意識を抱くのは私 1 人だけではないと思います。

では、どうしてこのような事件が頻発したり、モラルが著しく低下したり、また無気力、無関心、無感動な子供たちがふえてきたのでしょうか。その原因は、戦後、経済発展を最優先してきた日本社会全体の責任だからどうしようもないんだよなどと言って他人事のように済ましてしまい、社会全体がその問題解決の糸口を見つけることは非常に困難な印象と無力感を感じてしまい、例えば適切ではないかもしれませんが、重篤の患者を前にして手をこまねいている医師のような心理状態に大人社会全体がなってしまい、まだ打つ手があるのに大きく一步を踏み出せないような状況が続いてきたからだと思います。

このような認識に立って、私は戦後の道德教育のあり方を見直していくことが前述の問題解決の糸口の 1 つになるのではないかと思います、質問の項目に挙げさせていただきました。

130 年前にイギリス人サミュエル・スマイルズが道德論 4 部作の 1 つの「品性論」という著書の中で、国家の存続と道德の関係を次のように述べております。

国民が品性を維持しようとしなければ、その国家は滅亡寸前へ近づく。国民が誠実、正直、清廉、正義の美德をとうとび、実行しなければ、そのような国家は存続する価値を失う。富は国民を腐敗に至らしめる。快樂が国民を退廃させる。国民全体が名誉、秩序、従順、貞節、忠誠の美德を過去の遺物にすぎないと思うとき、国家は死に至る。この救済方法はただ 1 つ、各国民が品性を回復することである。

まさに彼は今の日本の危機を予見しているかのようであります。

しかし、我々の遠い先人たちには、彼が求めていた道德性や品性は十分備わっていたのではないと思われる話をここで紹介したいと思います。

例えば日本に開国を迫ったペリーは、本国に送った手紙の中で「日本人は衣服は粗末だが、よく見るとちゃんと洗ってあり清潔であり、しかもよく繕われた服装をしている。そして、日本人は大変信心深い国民であり、しかも大変清潔好きで勤勉にしてよく働く。そして礼儀正しく大変親切である。日本人があと 100 年くらいこの状態を忘れずに保っていたら恐るべき国になるであろう」と書いていたそうであります。信心深いと感じたのは、当時の庶民が五穀豊穡と感謝を込めてお稲荷さんや鎮守の森の神様にお参りに行って、き

ちんと手を合わせたりするところを彼が見て、その印象を手紙に書いたものと言われております。

次に、我が国には世界に通用する武士道精神があったことも見逃すことはできません。この精神を英文で「武士道」という本を書き世界に紹介した人物がおります。新渡戸稲造であります。この本はアメリカ、ドイツ、フランスなど30カ国以上で翻訳され、出版されましたが、彼はこの本の中で「日本人の武士道的な道徳や価値観は世界のすべての国や民族に通用する」と説いております。このことを証明するエピソードとして、この本を読んで感動したアメリカのセオドア・ルーズベルト大統領は、この本を30冊取り寄せ、5冊は自分の子供たちに、残りは議員閣僚などに配ったそうであります。ルーズベルトは子供たちに「これを読みなさい。日本の武士道の高尚なる思想は、我々アメリカ人が学ぶべきことである。この武士道はすべてのアメリカ人が修行し、また実行して差し支えない。おまたち5人は、この武士道をもって生活の規範とせよ」と言ったそうであります。このことは、自国の本質をきわめていくことが、実は世界にも通用する力を与えてくれるのだということを教えてくれているのではないのでしょうか。

このように、戦前までは、日本には世界に通用する、しかも世界が日本に学ぼうとしていた日本独特の武士道に基づく道徳がはっきりと存在していたのであります。にもかかわらず、敗戦後の我が国の教育においては、それまでの道徳教育を昭和33年まで封印してきた事実を、県政における道徳教育を語る際にも直視しなければならないと思っております。

ここで、この事実について少し触れたいと思いますが、そのためにはどうしても、西田議員も12月議会で触れられておりましたが、教育勅語に触れざるを得ませんので、ちょっと長くなりますが、御理解をいただきたいと思っております。

日本には明治23年に発布された教育勅語、正式には教育に関する勅語であります。発布以後五十数年にわたり我が国の道徳教育の支柱の役割を果たしてきました。そもそも本勅語が発せられた時代背景は、明治維新後の近代化、西欧化の流れの中で、世はまさに鹿鳴館に象徴される西欧文化が一気に日本に流れてきた時代でありました。そのことによって思想界や教育界の混迷が続き、明治23年の地方官会議において徳育の方針を確立してほしい旨の建議——今で言う要望のようなものでありましようが——に基づいて教育勅語が発布されたのであります。

戦後、教育勅語は軍国主義を扇動した精神的支柱のように言われてきましたが、冷静に見てみると事実誤認が多いことに気がつくのであります。

まず第1に、その内容であります。内容は、我が国の建国の由来と歴史にあらわれた国柄の美しい特色を述べ、これを教育の根源とすることを宣言した上で、親孝行、友愛、夫婦の和合に始まり遵法などの12の徳目を掲げて、それを実践することの深い意味を明らかにし、最後に、この教えが先祖からの教訓であり、歴史的に見ても、国際的に見ても正しい普遍的な道徳であることから、ともに努力して人格を磨くように訴えて結んでいるのであります。

この時期は日清戦争の数年前ということで、当時の日本はむしろ清国の新鋭戦艦の来日寄港に威嚇され、おびえている軍事小国であったのが事実であって、その内容に大国意識や軍国主義を持ち込めるはずもなかったし、事実そんなものは一かけらもありません。

第2に、アメリカを中心とするGHQにおいても、当初は本勅語に対しての評価は非常

に家族主義的であることを除いて、内容において悪いところはないとして扱われていたということでもあります。GHQが問題にしたのは内容ではなく、日本人に民族的優越感を注ぎ込んだ勅語の超国家主義的な解釈の問題であり、もう1つは天皇の神格化を広めるために役立った天皇の御真影の前で行われる勅語奉読の儀式の問題の方でありました。そして、この2つの問題は、その解釈の正常化と勅語奉読の儀式の取りやめにより完全に解決したのであります。

しかし、残念なことに、その後、時の田中耕太郎文部大臣による議会での勅語擁護発言がGHQのげきりんに触れ、これによりGHQとして口頭命令が出され、昭和23年6月19日に衆議院において教育勅語の排除決議、参議院において教育勅語等の失効確認決議を採択させられたのであります。しかし、このとき既に現在の教育基本法は施行されて1年3カ月が経過をしていたのであります。この勅語排除の時期と教育基本法施行の時期の1年3カ月のずれの意味するところは非常に重要であります。

現教育基本法の当時の日本側の立法者、そしてGHQ双方とも、それまでの教育勅語の存続を前提にして教育基本法を制定しようと考えていたことを、この1年3カ月のずれは物語っているからであります。つまり、当時は勅語と教育基本法を戦後教育の基本理念の相互補完的な関係として位置づけ、両者が、いわゆる車の両輪のようにその役割を果たさせようとしていたということでもあります。しかし、この両院の勅語排除・失効決議により、戦後教育は車の両輪の1つである道徳教育の理念を欠くものになってしまったということでもあります。そして、このときから昭和33年まで、我が国は道徳教育をタブー視する空気が支配するようになりました。その後、昭和33年に学校において道徳教育は形の上では復活したものの、道徳の時間は教科ではなく教科書がないので、教育現場において道徳教育は各教師の自由裁量に任せられ、道徳教育については極めて適当であり、かつずさんに扱われて今日に至っているのであります。

そして、敗戦後から現在までの60年に及ぶ学校において道徳教育の実質的な欠如が、さきにも述べましたような教育の荒廃と青少年のさまざまな問題を発生させ、また、戦後そのような教育を受けた第2世代の親たちの子供に対するしつけ能力の大幅な低下を招いた原因の1つになっていると私は考えているのであります。

その証拠に、平成12年の教育改革国民会議の提言の中においても、道徳を教えることをためらわないとわざわざ提言されております。つまり、これまでの日本では道徳教育をためらってきたということを多くの識者も認めているのであります。したがって、戦後の道徳教育に対する正しい評価を前提にして、その対策をとっていかなければ正しい道徳教育を行うことはできないのではないのでしょうか。

私は決して教育勅語を復活しろなどとは言いつもりはありません。ただ、昔も今も将来も日本人が守っていかなければならない普遍的な、人間として生きていく社会生活の基本の型とでも言うべき徳目については、教師が自信を持ってためらうことなく生徒に理解をさせ、実践させていただければ、そして国が動く前に、いや、国を動かすべく千葉県が率先垂範をして、そのような環境をつくっていただきたいとの願いを申し上げているのであります。

もちろん県内にも道徳教育に熱心な学校や先生方が少なからず存在することは承知しております。また、学校だけでしつけ教育を含めた道徳教育の全体が達成できるとは考えて

おりませんが、やはり教師が生徒に与える影響の大きさは非常に大きいものであり、よってまず学校に大きな期待を抱かざるを得ないのであり、この点は御理解をいただきたいと思えます。

そこでお伺いいたします。

第1点として、青少年の犯罪の急増などを踏まえて、これまでの県内の道徳教育はうまく機能してきたかどうか、現状認識も含めてお答えください。

第2点として、県内の小・中・高校における道徳教育に対し県としてどのような指導をしているのか。

第3点として、GHQの圧力により国会で排除決議された教育勅語の内容について今読み返してみても、知事、教育長の率直な感想を12の徳目の是非を含めてお聞かせください。

第4点として、県内のそれぞれの学校における道徳教育には教科書がないので、実際には教科書を代替する道徳の授業教材でなされているが、この教材はだれがどのような基準で選定しているのか。

第5点として、教員が道徳教育をできるようにするための研修はどのような達成目標のもと、どのように行われているのか。

第6点として、小学校において礼儀作法の習得のため、柔道などの武道、あるいは茶道、華道などを地域のボランティアの協力を得るなどして積極的に取り入れるべきと思うが、どうか。

第7点として、県として児童・生徒に、例えば名誉、孝行、友愛、愛国心、勇気、仁愛などの必須的な徳目を選定し、体験を通じてその徳目の理解を深めるべきと思うが、どうか。

次に、ジェンダーフリーについて御質問いたします。

昨年2月議会は男女共同参画条例の取り扱いについて大きく揺れた議会になりました。結果は我が党の提案した条例案と知事提案の条例案が両方とも継続審議、つまり廃案となったわけであり。当時の論戦の中で共産党の代表の方が、概略こうおっしゃいました。

「正論」という雑誌で、堂本知事ジェンダーフリーの夢ついでるなどと題するような文章を読みましたが、この論調が自民党の論調とそっくりだ。このような自民党は必ず4月の選挙で良識ある県民から厳しい審判を受けることになるだろう。このように言われて我が党は選挙に臨んだのでありますが、しかし、選挙の結果はその方の予想とは違って、我が党は6議席増の躍進を果たしました。この選挙結果は、我が党の主張が県民に理解されたものと解釈する方が自然ではないでしょうか。

今回はその県民の意思を受けて、前の平成14年12月議会において私の代表質問で取り上げました平成13年9月28日付で県教育長より各県立高等・聾・盲学校長あてに出された通知について、再度お尋ねいたします。

この通知の標題は「学校におけるジェンダーフリー教育の推進及びジェンダーに関わる環境の見直しについて」であります。改めてその指示内容を申し上げますと、1、積極的にジェンダーフリー教育を推進する、2、学校生活をジェンダーフリーな環境に整える、3、ジェンダーフリーに関する研修を実施し、教職員、生徒等の意識を改革することの3点であります。この指示を周知徹底させるために県教育長は、この通知の写しを各出張所長と各市町村の教育長に送付しております。

ここで前回の質問の趣旨を簡単に申し上げますと、ジェンダーフリーという言葉について、政府答弁においては、国としてこの言葉を法令等においては使用しておらず、また言葉の公式的な概念についても今は示すことはできないと答弁しているのだから、このような言葉を使った通知は撤回、あるいは破棄すべきではないかとの私の質問に対して、知事は、国はこの言葉を国としては使わないと言っているが、地方公共団体が使うことまで否定したものではないと強引な解釈で、この通知の正当性を主張して、撤回、あるいは破棄の意思のない旨を答弁されました。しかしながら、この答弁には適法性の重大な無視があり、今回改めて47都道府県の中で他に例のない通知の撤回、あるいは破棄の決定を促すために質問いたします。

まず、ジェンダーフリーそのものについて多くの脳科学の専門家が非科学的であると断言しております。生まれながらにして持っている身体的な性別とは別に、生まれた後に成長とともに社会とか制度によってつくられていく、いわゆるジェンダー、つまり社会的につくられた性が存在するとの理屈は明らかに虚構であります。例えば新井康充順天堂大学名誉教授の著書——ここに議長のお許しをいただいて持ってまいりましたけれども、「脳の性差」そのほかを読めばだれにでもすぐにわかることで、つまり人間が男性として、あるいは女性として成長していくのは、胎児のときと生まれた直後半年以内のホルモンの作用により脳の構造が定まり、それは学習や教育によって後天的にはできないことが現代脳科学のイロハとして明らかになっております。性差は脳の性差で定まり、性器の性差ではないのです。そして、男性の脳、女性の脳を社会的、文化的につくれない以上、ジェンダーが存在しないのは自明に過ぎることあります。

自分は男であるとか、自分は女であるといった生まれたときに定まった、いわゆる運命の性差を自覚することはよくないというジェンダーフリー教育を実施していけば、それは脳の性差との不一致を人為的につくることになるわけですから、子供たちに精神疾患が発生するおそれがあります。

人間教育というのは、女の子をより女の子らしく、男の子をより男の子らしくというのが従来からの基本でありましたが、そうした教育のみが科学と一致するのです。ジェンダーフリー教育は科学を無視する非科学のきわみであり、正常な人間教育を全否定するものであります。ジェンダーフリーには自然的な男女の区別で成立する男女間の恋愛そのものすらできないおそれが十分にあります。理論的には性区別の解体がジェンダーフリーであるので、例えば男女間の恋愛こそ正常だと発言する子供に対しては、それは性差別主義だと糾弾することが理論的には可能となります。そうなれば、これからの日本の若者は、大人になったときに家族を持たなくなるし、仮に持っても家族維持の能力が低いためにすぐに崩壊する傾向が強くなります。なぜなら、正常な男女関係、あるいは正常な夫婦関係を持つようとする意欲に決定的なトラウマが生じているだろうし、そもそも結婚しない、家族を持たない、さらには子供を産まないという日本の若者がふえていくのは必定であります。日本の人口は確実に減少するでしょう。さらに男女間の恋愛、夫婦、親子の共同生活にかかわる慣習や儀式、制度、さらには道徳などは文明社会の枢要な部分をなすものであります。このジェンダーフリーの思想に洗脳されてしまったら、子供たちは自然的に発展してきた文明的制度や慣習を維持する意識を壊されていくので、現在の日本社会も壊れてしまうでしょう。また、昨年7月の読売新聞の「ジェンダーフリーの『呪縛』を解け」と題

する社説においても、ジェンダーフリー教育は男女共同参画社会基本法の趣旨とは無関係であり、男女の心身の相違を無視し、日本人の心をはぐくんできた伝統文化を否定する乱暴な発想に基づく教育であると指摘しております。

そこでお伺いたします。

第1点として、ジェンダーフリーの知事の定義をお示してください。

第2点として、知事はそもそもジェンダーフリーの思想の淵源はどこにあるとお考えか。

第3点として、先月26日、衆議院内閣委員会において民主党の中山義活氏のジェンダーフリーについての質問に対し、さらに今月の2日に同予算委員会で我が党の西川京子議員の同趣旨の質問に対して男女共同参画担当相の福田官房長官は、ジェンダーフリーという言葉について、1、使う人によって意味がさまざまに誤解を招き、2、特定の主張に基づく概念であり、3、国際的な文書でも国の公文書でも使用していないと指摘し、男女共同参画政策はジェンダーフリーとは異なるとして、ジェンダーフリーという言葉を使用しない方がよいと明確に答弁しております。この政府答弁によって県教育長の本通知は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第25条の定め明らかに違反していると言わざるを得ません。なぜなら、本通知などを通知する場合には、同法23条が定める教育委員会の職務の執行に当たるので、法令等に基づかなければならないという第25条の法令準拠義務規定に明らかに違反するからであります。この点について、知事はいかがお考えか、また、この通知を出すことについて、知事は教育長にこれまで指示を出したことはあるかお答えください。

第4点として、ジェンダーフリー教育は子供たちが脳の性差に従って男らしく、女らしく、まさしく人間らしく生きる個人の権利を侵害しており、憲法第11条の基本的人権の定め違反すると思うが、知事はどうお考えになるか。

第5点として、脳の性差を無視する全く非科学的なこの通知を、今後法律に従って撤回、あるいは破棄するのが知事として正当な職務であると思うが、そのようにするお考えはあるかどうか、お答えください。

第6点として、少なくとも男子生徒が男らしさを、女子生徒が女らしさを否定されて、みずからの性に関する自己認識を奪われるジェンダーフリー教育によって、子供たちの受ける精神的苦痛と心的トラウマは相当なものになるであろうと推測されるが、このような人格権侵害の行為に知事はいかなる責任をとるおつもりか、お答えください。

第7点として、現在把握している限りにおいても、昨年7月8日、鹿児島県議会において、県内の幼稚園、小・中・高校でジェンダーフリー教育を行わないよう求める陳情書が採択されました。さらに同年10月8日に石川県議会で、男らしさ女らしさを否定することなくこれまでの社会の制度や慣行を尊重し、同県の条例を慎重に運用するよう求める請願が採択され、さらには同年10月22日に徳島県議会においても、男女の特性と区別とを認め、家族重視の決議が採択されましたが、このような他県の動きに対して知事はどのようにお考えか、お答えください。

次に、銚子連絡道について質問いたします。

私の地元八日市場市を初めとする東総地域は全国屈指の水揚げ量を誇る銚子港を初め、県内有数の農業生産地域であり、首都圏の重要な生鮮食料品の供給基地となっております。しかし、この地域を東西に走る国道126号は慢性的な交通渋滞が生じており、農業だけで

なく他産業を含めた地域産業振興のため、また診療圏人口約100万人を抱え、年間90万人の外来と5万人を超える救急患者が来院する旭中央病院には、東総地域だけでなく山武地域などからも搬送される多くの救急患者——ちなみに2002年度の集計であります、435件の山武地域からの救急搬送があるそうではありますが、それぞれが1分1秒でも早く治療が受けられるためにも、さらには東総地域から県都千葉市や首都圏への時間距離を大幅に短縮するためにも、銚子連絡道の完成を東総・山武地域の住民の多くが強く望んでいるところでもあります。

そこでお伺いいたします。

銚子連絡道の松尾 光町間の進捗状況と光町以東の八日市場方面への整備区間格上げの見通しはどうか、お尋ねいたします。

勇気ある答弁を御期待申し上げまして第1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(篠田哲彦君) 宇野裕君の質問に対する当局の答弁を求めます。知事堂本暁子君。
(知事堂本暁子君登壇)

○知事(堂本暁子君) 自民党の宇野裕議員の御質問にお答えいたします。

教育勅語の内容についてですけれども、12の徳目の感想を述べよということです。教育勅語の12の徳目の中には、孝行とか友愛とか夫婦の和など普遍的な内容が、議員御指摘のとおり盛り込まれておりまして、学校教育では、こういうことが盛られていることは事実ですし、そのことは私も大変いいことだというふうに思います。しかし同時に、先ほども御指摘ございました教育基本法、この理念をうたうものを大変大事にして今の学校教育は行われているというふうに思っております。前回の西田議員のときにも読みましたけれども、その第1条「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」これは敗戦を迎えた日本が、そのときに本当に、もう先ほど議員も御指摘になりましたけれども、当時の日本人のやまぬ教育への思いをここに凝縮させたものだというふうに私も伺っております。ということで、この教育基本法の目的、それから前文、これは戦後の日本の教育の根幹になっているものというふうに理解しております。

次に、ジェンダーフリーの教育についてどう考えるかということで、ジェンダーフリーをどう定義しているかということです。ジェンダーフリーはいろいろな解釈がございまして、ましてや最近、大変曲解も多いと思っておりますが、そういう中で定義という言い方をされると、ジェンダーフリーの定義というのはなかなかできない。ただ、ジェンダーフ

リーは男女の間の不平等をなくすという意味で従来使われていたと認識をしております。男性と女性を画一的に扱うという意味で使われてきてはおりませんでした。

それから、次にジェンダーフリー思想の淵源はどこにあると考えているかとの御質問ですけれども、今申し上げましたように、そもそも男女の間の不平等をなくすという意味で使われていると、この言葉を認識しております。それが淵源だと思っています。

そして、県教育長は政府答弁から見て、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に違反していると思うが、知事の考えはどうか。また、この通知を出すことについて、知事は教育長に指示を出したことがあるかとの御質問です。御指摘の26日と3月2日の衆議院での予算委員会と内閣委員会でしょうか——の答弁をお引きになったわけですが、今御指摘の部分と同時に、福田官房長官は、その答弁の同じ日の中でどうおっしゃっているかという、地方公共団体の条例や計画でどのような用語を使うかということは、それぞれの地方公共団体が判断すべき問題であり、それをやめるというような強制はできないと思うとし、さらに、今後新たに地方公共団体が条例など制定する場合には、あえて——これはいろいろな解釈があって混乱を招くということをお房長官は危惧しておられるわけですが、あえてこの言葉を使わない方がよいと答弁しておられます。法令に違反するものではないと考えます。26日の方を読ませていただきますと、地方公共団体の条例、計画などにおきまして、どういう言葉を使うかということについて、それぞれの地方公共団体の判断すべき問題が基本でありますけれども、最近、今——というのはジェンダーフリーですね——言ったような質問、用語をめぐる誤解や混乱の状況を踏まえまして、今後新たに地方公共団体において条例等を制定する場合には、あえて用語を使用しない方がいいように考えておりますし、そのように指導もしておりますということでした。きのう私は総務省に確認の電話を入れさせていただきました。総務省としては、国が地方公共団体の使っている言語を変えろとか、強制するということは全くできない。官房長官のここでの趣旨も、混乱を招く可能性があるので、そういうことはできるだけ避けた方がよろしいんじゃないかという意味で使っておりますという理解をいただきました。また、教育長に、こういったことで私が特に指示をしたということもございません。

そして、ジェンダーフリー教育は、子供たちが脳の性差に従って男らしく女らしく人間らしく生きる個人の権利を侵害しており、憲法第11条の基本的人権の定めには違反すると思うが、知事はこの考えをどう考えるのかとの御質問ですけれども、ジェンダーフリーは先ほども申し上げましたように、私、余り教育分野に詳しくなかったんですが、調べてみましたら、非常に長い間、教育の分野では男女の間の不公平をなくすという意味で使ってきている。教育学者にも問い合わせてみました。そうしましたところが、確かにそれは特別な定義があるわけではないけれども、そういう形でずっと日本各地で使われてきている。したがって、当然千葉県の場合でも、こういった憲法でも男女の平等というのはいくらもございまして、そういった不平等をなくすという意味で千葉県でも使っておりますから、今、議員がきょうの質問でお述べになったようなコンテンツ、そういった視点からの使い方で教育長が出しているものとは理解をしております。したがって、子供たちがそのような教育を現場で受けているというふうにも理解は私にはしていません。

この通知を、今回撤回、あるいは廃棄するのが知事として正当な職務であると思うが、そのようにする考えはあるかという御質問ですけれども、これは今、前の質問にお答えし

たとおり、国としてもそのようなことを強制する意思はないということをはっきり伺いましたので、それはないというふうに考えております。

次に、みずからの性に関する自己認識を奪われるジェンダーフリー教育によって子供たちの受ける精神的苦痛と心的トラウマは相当なものと推測されるが、このような人格侵害の行為に知事はいかなる責任をとるつもりかとの大変すごい御質問なんですけれども、先ほどから何度も申し上げているように、少なくとも私の調べた限りでは、議員のお調べになったような解釈が最近急に出てきました。そういった解釈をする方がおられるのも事実です。しかし、今までずっと全国の自治体がジェンダーフリーを使ってきたその概念は——概念というか、定義とか概念という言葉はあえて避けて、むしろその内容といいますのは、そういった男性と女性の間をできるだけ不平等をなくすという意味で使われていたというふうに思っています。したがって、これは男らしさとか女らしさを否定するものではさらさらございません。おっしゃるとおり、男の子は本当に男の子らしく、女の子は女の子らしく育つことがいいし、だからといって女の子が別にパイロットになることがいけないわけでもないし、それから男の子がもっと違った、今美容師になる男の人もいます、いろいろいます。そういったことでもって男女が差別されることはよくない。これは憲法で決めているとおりに職業の場でも、地域でも、政治の場でも、男女の平等は当然のことでございます。ですから、そういった意味で、できるだけジェンダーによる差別はなくすべきだということにはございますけれども、しかし、別に男らしさ女らしさをジェンダーフリーが否定しているなどということは、先生たちや、それから女性の学者の人たちや、そういった大勢のこの言葉を使ってきた方たち、そういった方たちに伺ってみても、これはお調べになればすぐわかることですから、調べていただければよろしいかと思いますが、男らしさ女らしさを否定するようなものでは全くないということをお願いしたいと思います。

銚子道については部長の方から答えます。

最後の……。失礼いたしました。鹿児島県議会や石川県議会、徳島県議会での動きに対して、知事はどのように考えるかという御質問です。他県の議会の動向について、私も余りよく存じませんでした。御質問の中で知ったわけですが、あえて論評することは差し控えたいというふうに思います。

○議長（篠田哲彦君） 土木部長鈴木忠治君。
（説明者鈴木忠治君登壇）

○説明者（鈴木忠治君） 私からは道路問題についてお答えいたします。
銚子連絡道路の松尾—光町間の進捗状況と光町以東の八日市場方面の整備区間格上げの

見通しはどうかという御質問でございますが、松尾—光町間における平成16年3月末までの進捗率は、この3月ですが、用地で約94%、工事で約71%の見込みとなっております。また、今年度から一般有料道路事業も導入いたしまして、平成17年度の完成を目指して整備を推進しているところであります。その先の光町から八日市場市間については、事業着手に向けて、現在整備区間格上げについて国に要望しているところであります。また、八日市場市から銚子市間についても調査を促進し、銚子連絡道路の早期具体化に向けて努力してまいります。

以上でございます。

○議長（篠田哲彦君） 教育長清水新次君。
（説明者清水新次君登壇）

○説明者（清水新次君） 私からは教育問題7問にお答えいたします。

初めに、青少年の犯罪の急増を踏まえて、これまでの県内の道徳教育はうまく機能してきたかどうかという御質問でございますが、これまで学校では道徳の時間や教科、特別活動などの指導方法を工夫いたしまして、児童・生徒の心をはぐくむ教育に努めますとともに、さまざまな機会をとらえまして授業を公開するなど、家庭や学校と地域社会との連携を重視した心の教育を進めてきているところでございます。しかしながら、御指摘のように少年犯罪の増加傾向が見られまして、その背景として子供たちの自己抑制力や規範意識の低下、家庭の教育力の低下などが指摘されておりまして、大変憂慮しているところでございます。これからも命を大切に作る心や他人を思いやる心、物事の是非、善悪といった規範意識などを身につけさせる方策につきまして改善を図り、家庭や地域社会との一層の連携を推進しながら道徳教育の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、県内の小・中・高校における道徳教育に対しどのような指導をしているのかという御質問でございますが、小・中学校における道徳教育につきましては、道徳の時間だけでなく、各教科、特別活動などと密接な関連を図りながら、学校の教育活動全体を通じて行うよう指導しているところでございます。また、高等学校では生徒が人間としてのあり方、生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、公民科やロングホームルームの時間を中心に、学校の教育活動全体を通じて行うよう指導しているところでございます。これからも各学校が児童・生徒の豊かな心をはぐくみまして、道徳的実践力を高めるために家庭や地域社会と一体となって道徳教育の充実に努めるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

次に、教育勅語の内容について、12の徳目の是非を含めて教育長の感想はどうかという御質問でございますが、学校における道徳教育というのは、学習指導要領に基づきまして、

人間としてのあり方を自覚して、よりよい生き方を求めて実践する人間の育成を目指して人格の基盤としての道徳性を養う教育活動であるというふうに考えているところでございます。教育勅語について御指摘のような徳目のあることは読ませていただきましたけれども、学校においては今申し上げたような形での道徳教育を実施しているということでございます。

次に、県内のそれぞれの学校における道徳の授業教材は、だれがどのような基準で選定しているかという御質問でございますが、道徳の授業教材は法令等に基づきまして公正であり、また児童・生徒の発達段階に即したもので、教育効果の向上に有効、適切と校長が認めるものを学校で使用しているところでございます。

次に、教員が道徳教育を進めるに当たっての研修はどのような達成目標のもとにどのように行われているかという御質問でございますが、すべての教員には道徳教育を推進することが求められておりまして、その資質能力を高めるため、初任者研修、あるいは5年経験者研修、さらには10年経験者研修、そしてまた学校内における研修等で道徳教育の進め方や授業教材の扱い方を学んでいるところでございます。

次に、小学校において礼儀作法の習得のため、武道あるいは茶道、華道などを地域のボランティアの協力を得るなどして積極的に取り入れるべきと思うが、どうかという御質問でございますが、礼儀、感謝、思いやりなどは家庭教育、学校教育等のさまざまな活動の中ではぐくまれるものというふうに考えております。現在多くの学校では体験活動などの協力者として保護者や地域の方々に御参加をいただいております。その中には茶道や生け花のクラブ活動を展開している学校もでございます。県教育委員会といたしましては、これからも地域の教育力を生かした活動の充実に努めるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

最後に、県として児童・生徒に名誉、孝行などの必須徳目を選定して、体験を通じてその徳目の理解を深めさせるべきじゃないかという御質問でございますが、県教育委員会といたしましては、各学校において学習指導要領に基づいて教育課程を編成して児童・生徒の発達段階に応じ、体験活動も取り入れるなどして道徳教育を推進するよう指導してまいります。この学習指導要領の中身としては、いろんなそういう道徳的なものは内容として入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠田哲彦君） 知事堂本暁子君。
（知事堂本暁子君登壇）

○知事（堂本暁子君） 修正を1つだけさせていただきます。官房長官発言についての問

い合わせ先ですけれども、衆議院の内閣委員会でしたので、私、総務省と申し上げましたけれども、内閣府の間違いですので、修正させていただきます。

○議長（篠田哲彦君） 宇野裕君。

○宇野 裕君 御答弁ありがとうございました。時間が余りないんですけれども、貴重なお時間ですので……。

道徳教育については、また別の機会に再質問的なまた質問をしたいと思っておりますけれども、今回はジェンダーフリーの再質問について絞ってお尋ねしたいと思っております。

まず、再質問の前に、去る2月17日に読売新聞で、日本の高校生、韓国、中国、アメリカの1,000人余りの高校生に対するアンケート調査が出ました。これに対して、このアンケート調査は非常にショッキングでありました。ごらんになった方も多いかと思います。

「女性は女性らしくすべきだと思えるか」という質問に対して、アメリカは肯定したのが58%、中国は71.6%、韓国は47.7%、日本の女子高校生はわずか28.4%だったわけがあります。男は男らしくというものも似たり寄ったりで、日本だけ特筆して少なかったということでもあります。これに対して教育長、知事、感想と、これでよかったと思っていられるかどうか。男女共同参画社会基本法の目指しているものは、実はこういうことであったのかどうか、その辺の感想をまずお聞かせ願いたいと思っております。

それから、先ほど知事が代表質問のときと同じような答弁だったんですけれども、私はジェンダーフリーという考えは、男女間の不平等や抑圧をなくす意味で使っていますというふうにおっしゃっておりました。であるならば、この標題にある「学校におけるジェンダーフリー教育の推進及びジェンダーに関わる環境の見直し」例えば廃止・撤回がもし不可能であれば、そのまま変えていただければ我々はいいいと思います。つまり、学校における男女間の不平等や抑圧をなくす教育の推進及び男女間の不平等や抑圧をなくす環境の見直し云々。下の項目も同じように、そういうふうにやっただけであれば別に問題ではないんじゃないか。そのジェンダーフリーという言葉にこだわる知事のお気持ちをもう1度お聞かせ願いたい。

それから、1つ1つ再質問していると非常に時間があれますので、全体的な印象から再質問させていただきたいんですが、憲法違反ではない、あるいは人格侵害を犯していない等々、御答弁ありました。これは先ほど申し上げましたように、知事から御答弁ありました不平等や抑圧を、男女間のそういうものをなくす目的であるから、一切そういうことはないんだというふうにおっしゃっておりました。しかし、中山議員と自民党の西川議員の質問に対して官房長官は、ジェンダーフリーという言葉は誤解を招くおそれがあるのだ、このような趣旨で、誤解という言葉で2人合わせて6回ずつ12回も使っているんですよ。

つまりもう国は、このジェンダーフリーという言葉は非常に誤解を招きやすい言葉であるともう認定しています。そのような誤解を招く言葉は、官房長官おっしゃるように、今後使わないように指導してまいりたいとおっしゃっていますけれども、では、過去にそういう通知を出したものについては知らないよというふうな意味で官房長官が言っているように私は思いません。ですから、その辺も国がそういうふう言葉の使い方について非常に慎重をきわめるように言って認定しておりますので、ぜひその辺の答弁を受けて、撤回・廃止に向かって頑張ってくださいたいな、そういう決断を促したいと思います。

つまり、知事が、私はそういうふう解釈していますとおっしゃっても、現場の先生方は、ジェンダーフリーというのは性差の解消に向かうという先生がいた場合に、知事が1つ1つの授業を参観するわけにはいきません。このジェンダーフリーの通知がにしきの御旗になって、そういう偏向した考えの先生方にとって、それが1つの武器になって女らしさ男らしさを否定するような授業が展開された場合に、後の祭りになってしまう。その点の御答弁を、どうやって授業を監督するのかお答えいただきたいと思います。

それから、先ほどこの通知は合法性がある、合法的なものだとおっしゃいましたけれども、つまり、男女共同参画社会基本法の理念の中にはジェンダーフリーというものは目指していないとはっきり答弁しておりますので、合法性があるとすれば基本法の第何条に基づいた通知であるか、それもお答えください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（篠田哲彦君） 知事堂本暁子君。

○知事（堂本暁子君） 最初のアンケートの感想というのは、事実そういうことがあったということ以外に、どういう影響でこういうことになったかということの解析をするんだとしたら、また私はそれなりに分析をしなければなりません、今その数字だけを伺うと、そういうような形で出てきたのだということ認識する以外にないと思います。それは、もしかしたら1つは逆かもしれませんね。むしろ比較的日本の方が、そういった今申し上げたような男女間の差が非常に大きい。ジェンダー指数というのを国連で出しておりますけれども、それで申しますと、日本はもう大変下の方です。これは国会議員とか意思決定の場ですとか、そういったところへの女性の進出を調べた指数ですけれども、これでいきますと、日本はたしか37位とか38位、ずっと途上国の方が日本より上にある。そういった現状の中で、感想も聞いておられたんで感想を申し上げますが、そういう中で、やはり女性は、むしろもう少しそういうところへ進出したいという気持ちがあれば、当然そういうような結果として逆に出てくる可能性もあるかなという気はいたします。

それから、次の御質問は、誤解を招く。それは確かに私はジェンダーフリーという言葉

は自然発生的に、そういったジェンダーというのは、これはきちっと国連文書の中で使われ、日本の男女共同参画社会基本法の中にも、わかりにくいという議論が大変ございまして、そしてそれをそのままジェンダーという言葉で書くことはやめていますけれども——待ってください。資料の中にあると思いますが、今私が申し上げたような形だと思えますけれども、男女の不平等をなくすというような形で、それが書き込むということで、法律をつくる過程で、そういう形でジェンダーという言葉をあえて使わないで、その精神だけを組み込むということをつくってきたわけでございます。ですから——ジェンダーということですよ、フリーじゃなくてジェンダー。区別してこれははっきり認識していただきたいんですが、ジェンダーはもう数限りなく国連文書の中に出てきます。しかし、日本語としては非常にわかりにくい。これは後天的に社会的、文化的につくられた性差という形のものであります。そういうことで日本でも……。そのことはいろいろ解説に書いてありますので、後でお読みいただきたいと思いますが、それが基本法の中に入っているということです。

ジェンダーフリーという言葉は、むしろ日本の教育の現場の中で自然発生的に出てきた言葉でございまして、そして、そういう中で……。

（「そうじゃないよ」「英語で……」と呼ぶ者あり）

○知事（堂本暁子君）（続）　ですから、それは余り英語では使われていないんですね。ジェンダーは英語として使われていますけれども、ジェンダーフリーはそういうふうに使われていません。最近になって、私は非常に曲解といいますか、もともと使った人たちと違った解釈がこのジェンダーフリーに非常に多く使われるようになりましたので、ジェンダーフリーという言葉を見るときに、黄色く見る人もいれば、赤く見る人もいれば、青く見る人もいます。ですから、官房長官がおっしゃるとおり、誤解を招くような言葉は余り使わない方がよろしいのかもしれないかもしれません。しかし、だからといってそれを撤回するという必要があるのかどうかということについて言えば、今おっしゃったように官房長官は——はっきりこれは聞いたんですけれども、官房長官は、前のものまでを撤回するという、これは国が1つ1つの地方自治体の条例の言葉とか、そういったものを変えなさいというようなことを国が強制するとしたら、これは地方分権に全く逆行する行動です。そうです。ですから、そういうようなことを国がたとえ国会答弁とは言え、そういうことは別に法令に違反しないものだというふうに御答弁申し上げました。

○議長（篠田哲彦君）　教育長清水新次君。

○説明者（清水新次君） 2月17日の読売新聞の男女の区別について、ちぐはぐな日本という報道があったけれども、その感想はどうかという御質問でございますが、この件につきましては、私今持っておりますが、ここにも、新聞にも、学者も、不健全だと指摘する学者とか、あるいは驚くような結果ではないと受けとめている学者とか、いろいろ意見が載っているところでございます。この結果につきましては、これから研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠田哲彦君） 宇野裕君。

○宇野 裕君 時間がございません。知事にこの言葉を贈りたいと思います。「過ちを改むるにはばかりことなかれ」というような言葉を贈りたいと思います。私は知事の答弁には絶対に納得できません。つまり、現場のことを全部掌握できない限り、そういう誤解をして、あるいは変に解釈してこのジェンダーフリー通知を利用する教師が出たときにどうするかということが重大問題でありますので、納得できません。私は小・中学校の未熟な子供たちに大いに誤解を招きやすいジェンダーフリー教育、あるいはその思想を植え込むことは絶対に反対であります。今回は知事と平行線の議論になりましたが、子供たちの未来のために、今後も粘り強く撤回か廃止に向けて運動してまいりたいと思います。最後にその決意を申し上げて私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。
